

有識者懇談会運営小委員会
委員長 伊藤進一郎殿

平成20年5月28日

委員 神林比洋雄

第4回までの小委員会及び第2回までの懇談会結果に対する、小職の所感・意見を、米国会計・監査基準ならびにわが国の会計・監査基準に基づく会計監査に25年以上、携わってきた公認会計士の立場から、会計監査人の選任、会計監査報酬の決定について、会計監査人の独立性をより実効性の高い形で確保するために検討すべき事項を中心に申し上げます。

記

会計監査人が、監査人として最も求められる要件である独立性を確保するためには、形式的な独立性要件を満たすだけでなく、実質的かつ精神的な独立性を保持しなければ、社会が要請する適正な監査を実施することは困難となります。従って、監査人が必要な独立性を保持するには、公認会計士が自ら律することはもちろんことではありますが、制度上、監査人が独立性を保持する環境整備も不可欠となります。

今まで議論の対象のひとつとなっている“ねじれ問題”に対しては、経営の執行陣から独立した立場の監査役が、会計監査人の選任、報酬の決定権を有するということが、精神的な独立性を確保する上で極めて重要な基盤となります。公認会計士が監査人選任への提案と報酬見積もりを協議する経営者に対して、重要な監査上の懸念や課題を協議するという構図はこのような精神的な独立性を保持する上で極めて困難な状況を生み出す可能性をはらむこととなります。

このような可能性を極力排除する方向にある諸外国の動向にもあるように、監査役が会計監査人の選任権と報酬決定権を有することは監査人の独立性をさらに確保する上で重要な意味を持つものと思料いたします。

以上